

交通課だより

相模原南警察署交通課

「前照灯は上向き点灯での走行が基本」

※ 道路交通法第52条第2項（要旨）

「自動車等は、夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、前照灯の光度を減じ、または照射方向を下向きにするなどの操作をしなければならない」

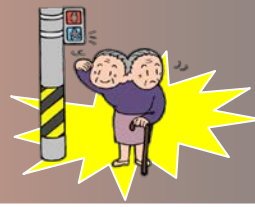
前照灯の照射範囲



上向き（いわゆるハイビーム）…約100m！



下向き…約40m



上向き点灯により、横断者や障害物を早期に発見することができます。

車を運転する際は、交通環境に応じて上向き点灯と下向き点灯をこまめに切り替えるなど、上向き点灯を効果的に活用し、交通事故防止に努めましょう。

車両を運転する際は、前照灯のこまめな切り替えで、歩行者等を早めに発見し、衝突事故防止！

歩行者は、反射材を活用し、自分の身を自分で守るためのアピールを！

